

商品概要のご説明

—契約概要—

■「商品概要のご説明」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

●商品のしくみについて

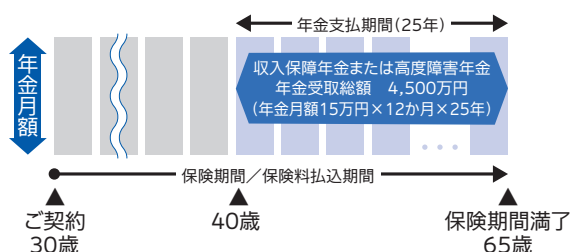
「収入保障保険キープ・アップ」の正式名称は「無配当 無解約払戻金型収入保障保険(2025)」です。一定期間、万一の場合の保障を確保できる保険です。死亡したときや高度障害状態に該当したときに年金を毎月お支払いします。ご契約時の被保険者の健康状態や喫煙状況に応じて、「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」「非喫煙者標準体保険料率」「喫煙者標準体保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。

■契約例

契約年齢：30歳、保険期間・保険料払込期間：65歳満了、年金月額：15万円、支払保証期間*：5年の場合

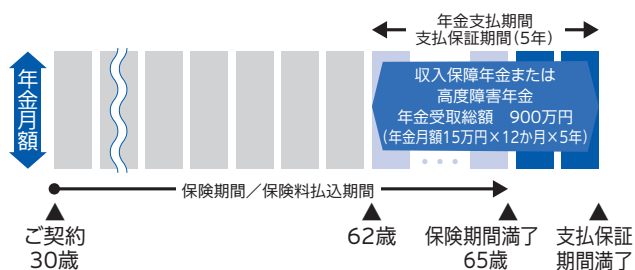
*支払保証期間は1年または5年から選択できます。

(支払例1) 契約後10年と1か月目(40歳)に死亡または高度障害状態に該当したとき



(支払例2) 契約後32年と1か月目(62歳)に死亡または高度障害状態に該当したとき

支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が「支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「支払保証期間」中は年金をお支払いします。



※保険期間満了まで5年未満の期間に死亡または高度障害状態に該当したときでも、支払保証期間(5年)中は年金を毎月お支払いします。

◎年金のお受取りについて

- 年金は、年金の支払事由に該当した日を年金支払基準日とし、以後年金支払期間満了の日まで年金支払基準日の毎月の応当日(応当日のない場合は、その月の末日)にお支払いします。
- 保険期間の経過とともに年金受取総額は毎月減少していきます。
- まだお支払いしていない年金支払期間中の年金(年金現価相当額)を、将来の年金受取にかえて、年金受取開始時に「全部一括受取」もしくは「一部一括受取」、または年金受取中に「残額一括受取」を選択することもできます。「一括受取」の場合は年金現価相当額をお支払いしますので、受取総額は多くの場合、「年金受取」の場合の総額よりも少なくなります。
- 「全部一括受取」または「残額一括受取」を選択され、年金現価相当額がすべて一括で支払われた場合には、保障は消滅します。

※保険期間と保険料払込期間は同一となります。

※契約いただく年金月額・支払保証期間・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数／月払・半年払・年払、払込経路／口座振替扱・クレジットカード払扱)等についてはインターネット申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

●保障内容について

<主契約>

年金名称	支払事由の概要	支払額
収入保障年金	死亡したとき	年金月額
高度障害年金	病気またはケガにより、約款所定の高度障害状態に該当したとき	

※収入保障年金、高度障害年金は重複してお支払いしません。

※高度障害状態については「ご契約のしおり／約款」の「約款別表3」をご確認ください。

※詳しくは「ご契約のしおり(しくみ／年金等のお支払い)(契約後／年金等をお支払いできない場合)」をご確認ください。

<特約>

この商品には次の特約があらかじめ付加されています。

特約名称	保険金名称・支払事由の概要・支払額
リビング・ニーズ特約	◆リビング・ニーズ保険金： 余命6か月以内と判断されたとき 支払額…被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額

※主契約の年金をお支払いしたか、またはお支払いすることとした場合、その後にリビング・ニーズ保険金をご請求いただくことはできません。

※リビング・ニーズ保険金の支払後は、指定保険金額に対応する年金月額分はリビング・ニーズ保険金の請求日に

さかのぼって消滅します。
※詳しくは「ご契約のしおり（特約／リビング・ニーズ特約）」をご確認ください。

●保険料払込免除について

- ・不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

「収入保障保険キープ・アップ」は主契約に特定三疾病保険料払込免除特則（2025）を適用できます。

- ・「特定三疾病保険料払込免除特則（2025）」を適用した場合、保険料払込期間中に以下、＜「特定三疾病保険料払込免除特則（2025）」の保険料払込の免除事由＞に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

＜「特定三疾病保険料払込免除特則（2025）」の保険料払込の免除事由＞

がん	がん責任開始日*1以後に初めてがん（悪性新生物・上皮内新生物）と診断確定されたとき *1「がん責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。
心疾患	責任開始時以後に心疾患の治療を目的として、入院をしたとき または約款所定の手術を受けたとき
脳血管疾患	責任開始時以後に脳血管疾患の治療を目的として、入院をしたとき または約款所定の手術を受けたとき

＜がんの診断確定＞

医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*2により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*2が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

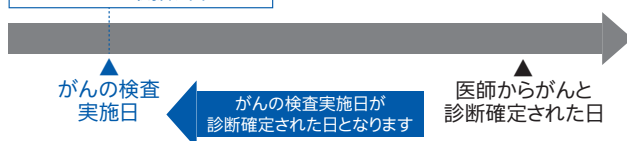
*2 病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

＜がんと診断確定された日＞

この保険では、診断確定の根拠となった検査の実施日を「がんと診断確定された日」として取扱います。

※医師からがんと診断確定された日ではありません（医師からがんと告げられた日でもありません）。

「がんと診断確定された日」として扱う日



※詳しくは「ご契約のしおり（しくみ／保険料の払込免除）（しくみ／特定三疾病保険料払込免除特則（2025））（契約後／年金等をお支払いできない場合）」をご確認ください。

●適用する保険料率について

- ・この商品は、ご契約時の被保険者の体格(BMI値)、血圧値および喫煙状況に応じて、「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」「非喫煙者標準体保険料率」「喫煙者標準体保険料率」のいずれかが適用されます。
- ・「非喫煙者優良体保険料率」「喫煙者優良体保険料率」および「非喫煙者標準体保険料率」は、「喫煙者標準体保険料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。
- ・各保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

適用基準		
	健康状態等	喫煙状況
●BMI（ボディ・マス・インデックス）*1の値が18.0以上27.0未満であること ●最大血圧が140mmHg未満かつ、最小血圧が90mmHg未満であること ※BMI、血圧値の基準のほか、特別条件が適用された場合や、被保険者の健康状態等がオリックス生命の定める基準を満たしていない場合には、「優良体保険料率」を適用することはできません。		
●過去1年以内に喫煙歴*2がないこと		
適用基準を満たしている：○ 適用基準を満たしていない：×		
保険料率		
非喫煙者優良体保険料率*3	○	○
喫煙者優良体保険料率*3	○	×
非喫煙者標準体保険料率	×	○
喫煙者標準体保険料率	×	×

*1 BMI＝体重（kg）÷{身長（m）}²

*2 「喫煙」とは、紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻たばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬（ニコチンパッチ、ニコチンガム）等を使用することをいいます。

*3 「非喫煙者優良体保険料率」および「喫煙者優良体保険料率」の適用には健康診断結果通知書等の提出が必要です。提出いただけない場合は「非喫煙者標準体保険料率」または「喫煙者標準体保険料率」を適用します。

※この商品をお申込みいただく際は、喫煙歴について告知していただきます。

※「非喫煙者優良体保険料率」および「喫煙者優良体保険料率」における「優良体」とは、本商品におけるオリックス生命の呼称であり、「優良体」の基準に該当しない方の健康状態が優良ではないということではありません。

※保険料率は適用基準だけでなく告知内容、健康診断結果通知書等とあわせて総合的に判断します。そのため、お申込みいただく保険料率が適用されない場合があります。

※ご契約後に被保険者の体格（BMI値）、血圧値、喫煙状況等に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率は変更できません。

【「非喫煙者基準（料率）」を適用してお申込みいただく際の注意点】

- ・ 所定の方法により「喫煙検査」を行う場合があります。後日、対象となる被保険者を無作為に抽出し、郵送等にてご案内いたします。保険契約の成立の条件となりますので、すみやかにご返送ください。
- ・ 「非喫煙者基準（料率）」を適用するためには、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
- ・ ご自身が喫煙をしていなくても受動喫煙（副流煙）等の影響で、所定のコチニン含有量を超えることがあります。その場合でも「非喫煙者基準（料率）」は適用できませんのでご注意ください。

●解約払戻金について

この商品は保険期間を通じて解約払戻金はありません。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。

オリックス生命保険株式会社 本社
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー
03-3517-4300